長期総合開発計画

（基本構想）　(10)

西蒲原地区広域営農団地農道構想

。公共用施設の設置計画並に営農組織計画

施設		規模	機構
コントロールセンター	1ヶ所	22,000ha	情報，コンピューター，配置，巻町に設置，生産調整，集出荷計画
総括			
サブコントロールセンター	3ヶ所	7,000ha～9,000ha	計画，機械サービス，精米，出荷，西川町，潟東村，燕市に設置
広域			
広域センター	16ヶ所	約1,400ha	ライスセンター，玄米貯蔵，概ね市町村毎に1ヶ所
協業			
耕作団地	約360ヶ所	約60ha	トラクター，コンバイン，防除機をセット

。農道網の整備

営農団地に計画中の農業用施設の位置を配慮しながら連絡させると共に既存道の機能を連結し循環路線としての大動脈幹線を主軸として、附帯支線農道を各耕作団地に連絡させ、末端耕作道を有機的かつ合理的にくまなく配置させ一貫した農道網とする。

路線の機能、規格は農業専用道路として米の収穫期においても交通が渋滞することなく利用でき、トラクター、コンバイン等の低速車と農業用トラック等高速車との混走があっても交通に支障がなくスムースに走れるような機能をもたせる。

(4)新潟平野大規模開発プロジェクト

新全国総合開発計画のなかで企画されている大規模開発プロジェクトの地域として、新潟平野一〇万ヘクタールが想定され、すでに二億円の調査費の予定をもって「新潟平野高生産性農業地帯の形成に関する調査」が昭和四十五年度に着手された。

将来とも水稲を基幹作目として発展してゆくための大巾なコスト削減をはかり、飛躍的な生産性向上をもって、国際競争力のある米の近代的主産地を長期的視点に立って形成してゆく構想である。

(5)将来の農産物

国民の食生活の内容は多様化、高度化、情報化に向い、畜産物、野菜、果物が多く要求される方向に、需要の変化は続く見込みといわれる。

また、わが国の人口は昭和四十五年度の国勢調査によれば一億四六四万人であり、七〇年代の一〇年間で一、二〇〇万人の増加と見込まれ、世界的な傾向ともいう、まさに〝人口爆発〟時代が急速に来ると想定される。

そして農産物の自給度は八三%で、小麦、大豆、濃厚飼料などの自給率は低下する一方で世界第五位の輸入国となっている。

以上の情勢を見れば、農業の前途には広い開拓の分野があり、農政の確立も急がれるが、これまで米にかけて来た英知と忍耐をもって他作目の市場において、所得の獲得を図る可能性の追求と方法も検討、実施をする必要がある。

ウ　当面する問題対策

本村は昭和四十五年度において「農業振興地域の整備に関する法律」にもとづく農業振興地域の指定をうけ、今後とも農業振興をもって村勢の豊かな発展の基本とする方針を明らかにした。

〝装置化とシステム化〟という高度営農方式へ一挙に達することはできるものでなく、当面し、かつ緊急な米の生産調整を長期的視点に立った、耐えぬかねばならぬものとして乗り越え、又、農薬禍の防止に努め改正された農協法、農地法及び農業者年金法等の関係各法に基づく制度と共に次のような方策により、関係方面の理解と協力を得つつ、着実な歩みをすすめてゆくものである。

(ア)土地基盤整備

a　用排水整備

。全地域にわたる地盤の沈下は依然として続き、県営新潟地域特殊排水事業による対策がとられておるが、昭和四十六年度から昭和四十八年度までの第三次対策事業として六億円の用排水路整備費を必要とすることを要望しておるところである。

。中之口川の河床低下、水位低下による利水上、とくに農業用水の取水については特別助成措置を講ずると共に治水、利水の面からの根本的な解決を求めて信濃川・中之口川治水事業促進期成同盟会をとおして国県に対する運動を継続する。

。新川農業水利事業は、昭和二十年度から第一期工事が西蒲地方の耕地の低湿地対策として進められて来て、さらに地盤沈下のため排水が不十分となった対策として昭和四十三年度から並行して第二期工事が行なわれ、この中心工事である新川河口大排水機場の新設工事が近く完成を見るに至った。（昭和四十七年度完成）

。以上の対策に基づいて本村の用排水路の効用は抜本的な改善がなされる。

。北陸自動車道の開設による水路の状況変化については、関連事業として実施することを強力に推進する。

b　農道整備

「西蒲原地区広域営農団地農道」の計画に基づく幹線農道及び附帯農道と村内の主要農道の整備をはかり、さらに末端農道の改良をすすめるものとする。

そして村内を通過する県道や村道の整備と有機的な結合をもって高率的な効用をはかるものである。

昭和48年6月1日
第129号
発行
新潟県西蒲原郡潟東村
印刷
北洋印刷株式会社

<村の人口>

総人口	6,483人
男	3,168人
女	3,315人
世帯数	1,203

48年4月30日現在

ごみの収集日決る

6月～9月いっぱい毎週火・金の二回となりました

今まで巻町に、ごみ収集を委託しておりましたが、生活水準の向上、生活様式の変化等に伴い日々排出されるごみの量は増加の一途をたどり、委託しておりました巻町自体の収集能力にも限界があり、これ以上巻町にご迷惑をかける事はできない。

それ以上に村民に対し、よりよい生活環境を産み出し、ごみ戦争に対処するため、ごみ収集車を購入させてもらいました。

精一杯努めておりますが、なんとしても村民各位のご協力なくしては清掃業務の遂行に支障を来たす結果となります。

つきましては次の事項に充分留意されてきれいな潟東村となるよう努めて下さい。

◎　ごみはきめられた日の朝以外絶対に出さない。

◎　ごみ袋の容器等に必ずご自分の名前を書いて出して下さい。

名前の無い水分の多いごみは収集しません。

◎　台所のごみは必ず水を切ってからポリ袋等容器に入れ、口を固くむすんでから出して下さい。

◎　ごみ袋の中に危険物類（空かん、空びん、薬品等）を絶対に入れないこと。清掃員がけがをします。

◎　夏場はすいかやきゅうりの皮など水分のあるものが多くなりますので、焼却炉で燃えませんので、不用になった古新聞、古雑誌等燃えるごみを多く出すようお願いします。

ごみ集積所は次のとおりですのでその場所へ出して下さい。

この場所以外に出されたごみは収集しません。

厚生課

地区名	集積場所
井随	。畠山熊雄宅脇。保育所前。大谷理容所脇。農協（下）倉庫脇。下地蔵尊脇
島方	。小林三平宅裏。善養寺前。中央線橋詰。上バス停脇。新旧県道下の交叉点脇
三方	。農協倉庫前。石井達七宅前
横水戸沢	。駐在所脇。藤田栄次郎宅前。八百清商店前。寺町三叉路。若林公民館前。西小学校裏
遠藤	。小林又一宅前。中倉庫前。下倉庫脇。山中消防ポンプ場脇
卯八郎	。公民館裏県道脇
五之上	。神社前。グランド前。五之上橋詰。稲荷橋詰
大原	。東小学校通学道路脇。笹崎與市郎宅脇。竹内一雄宅脇。東小学校校門脇
番屋	。大谷秀三郎宅前水路脇。農協倉庫脇。大関理容所脇
茨島	。農協脇。揖斐菓子店脇。南小学校通学道路脇
名称	。公民館前
今井	。勝屋前三叉路。木滑屋商店脇。神社前。樋口久雄宅下手
大曽根甲	。旧公民館前。津野勇吉宅脇。種籾センター脇
国見	。公民館前
南	。稲場入口。村道南―国見線橋詰

保険料免除の手続きをご存知ですか……

国民年金は、一定期間保険料を納めて、将来、老後生活の保障としての年金をうけ取る制度です。

しかし、家計が苦しかったり、失業や災害などで保険料を納めたくても納められない人には、保険料を納めなくても、年金のうける保険料免除の制度があります。

保険料の免除には、国民年金の障害年金や母子福祉年金をうけているとき、生活扶助をうけているときなど、法律に定められている要件にあてはまれば、そのことを届け出るだけで免除のうけられる法定免除……また、その他、所得がないとき、保険料を納めることが著しく困難なときに申請し、県知事の承認をうけて保険料納付の免除をうける申請免除とがあります。

申請免除は、その申請をしたときから、保険料の免除をうけることになりますが、四月分の保険料から免除をうけたいときは、四月分保険料の納期限である七月末日までに申請する必要があります。

保険料を納められないような場合、そのままにしておくと、その期間は、年金をうけるための資格期間となりませんが、免除された期間は、その資格期間に算入されます。

しかし、将来、老齢年金をうけるとき、この免除をうけた期間は、十年間までさかのぼって、当時の保険料であとから納める（追納）ことができます。

保険料の免除をうけた場合は、余裕ができたときに、将来、少しでも高い保険料がうけられるよう追納しておくことをおすすめします。

保険料の免除や追納のことについて、くわしいことは、市町村か、もよりの年金委員さんにおたずねください。

たばこは村内で買いましょう

皆さんが毎日吸っておられる〝たばこ〟これは村にとって貴重な税源であります。昭和四十七年度に村内で買われたたばこは本数にして約一千七十七万本であります。これに伴って専売公社からたばこ消費税として納められた税金は約七百九十八万円にもなりました。参考までに村民税と比較いたしますと昭和四十七年度の村民税は約五百八十九万円でありますから、村民税の約一・三五倍であります。このようにたばこ消費税は固定資産税に次ぐ村税であります。

昭和四十八年度のたばこ消費税は**二十本入り一箱について約十五円二十三銭**が村に納入されることになっております。

たばこをお買いになるときは、**ぜひ村内のたばこ店でお買いください。**

樋口記念美術館へあんない　(12)

油彩

〝残雪〟

前田寛治

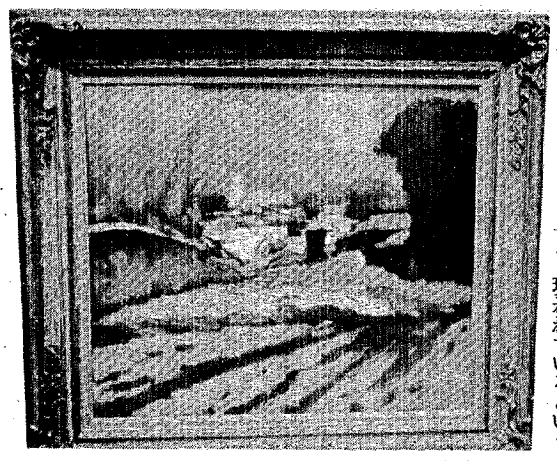

四八×六〇センチ

遠くに白いビル、小さな家々を望む、春まだ浅き残雪の郊外風景。

前田寛治―一八九六年鳥取県に生まれ、中学卒業後上京して黒田清輝の指導を受ける。

東京美術学校西洋画科を卒業して、大正十一年フランスに留学。帰国後東京湯島に写実画研究所を開設、帝展で特選、無鑑査を重ね昭和四年、〝海〟で帝国美術院賞を受ける。

この作品では、かつて唯物史観の感化を受け、社会意識の強い独自の写実主義日ざし、更にそのなかに質感・量感、実在感を求めたといわれる、前田氏の画風がよく現われているという。

昭和48年度

勤労者住宅資金 貸付制度のお知らせ

融資を受けることのできる方

県内の事業所に雇用される勤労者で、次のすべてに該当する者が融資を受けることができます。

○自分で住むための住宅を新築、改築、増築又は購入しようとするもの

○住宅事情の困窮度合が高いもの（老朽・立退要求・過密居住・世帯分離・非住宅のいずれかに該当すること）

○年間所得額が、おおむね八十万円以上二百五十万円までのもの（ただし、年間所得額が八十万円未満のものは家族収入を加算できます。）

○他に住宅資金の調達が困難で、この資金の借り入れが必要であると認められるもの

貸付条件

○貸付金額
三〇万円以上一〇〇万円までの一〇万円きざみの額

○利率および償還方法
利　率　年七・五パーセント
償還方法　一〇年以内の元金均等の月賦償還
その他　融資取扱金融機関の定めるところによります。

取扱要領

○申込受付期間
昭和四十八年五月一日から昭和四十八年十月三十一日まで
・申込受付期間内に融資取扱金融機関に借入申込書により申込みください。
・融資資金の枠を超えた場合は期間内であっても打ち切りますから、早い時期に申込みください。

○申込書類
借入申込書は融資取扱金融機関・県労政課・労政事務所（支所）にあります。
融資取扱金融機関で、必要に応じその他の書類の提出を求めることがあります。

○資金の貸出
借入申込書を受理したものについては、審査のうえ、貸付けを決定し、借入希望時期に応じて資金の全額を貸し出します。
貸付けの決定は、申込書を受理した翌月の上旬までに通知します。

○融資取扱金融機関
第四銀行・北越銀行・新潟相互銀行・大光相互銀行の本・支店です。

お問い合わせ先
くわしいことは、融資取扱金融機関・県労政課・労政事務所（支所）にお問い合わせください。

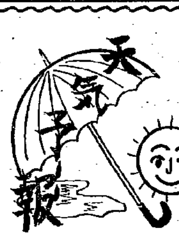

六月の予報

梅雨前線が接近して上旬中につゆに入りますが、その後、晴天の日が多くなりつゆは中休みとなるでしょう。つゆらしい雨が降りやすくなるのは下旬に入ってからのみこみで、月末には大雨の降るところがあるみこみです。平均気温は並みないしやや低く、降水量はやや多いでしょう。また日照は少なめのみこみです。

七月の予報

梅雨前線の活動がしばしば活発となり冷涼な曇雨天が多く、各地で大雨の降るおそれがあります。つゆ明けはやや遅れ夏らしくなるのは下旬に入ってからのみこみです。気温はかなり低い時期と高い時期が現われますが、平均では並みでしょう。また、降水量はやや多く、日照は少なめのみこみです。

"新増築される みなさまへ"

最近建築ブームで、市町村のあちこちに建築現場が見受けられますが、東北電力では、建築現場での高低圧電線による感電死亡、負傷事故が増えております。

そこで事故防止のため、毎月一回づつ管内全地域を全員でパトロールを実施し、電線への接近作業現場の発見並びに防護管の取付け等安全に努めております。これから新増築あるいは改築される場合は附近に電線があるかないか確認し、ある場合には、すぐ東北電力に連絡して電線を防護してから作業を行なって下さい。

防護作業は天候に左右され雨天の日には作業を行えませんので、連絡は早急にお願い致します。

尚、防護に要する費用は東北電力で負担しますので無料です。連絡は営業所又は出張所へ。

白根営業所　(72)三一四一
巻営業所　(2)二一六一
漆山出張所　(6)二四一一

離婚と子の保護

現代のように社会の動きの激しい時代には、未成年の子を心身ともに健やかに育てることは、両親がそろっていてもたいへんなことです。まして、父母が離婚したために、片親が子を育てなければならなくなった場合には、いろいろとむずかしい問題が生じやすいといえましょう。

このように、離婚は夫婦だけではなく、それにも増して、未成年の子にとっても望ましいこととはいえないので、家庭裁判所では、夫婦の仲にみぞが生じ調停の申立てがあったときは、できるだけ円満な関係が回復するようにつとめます。しかし、不幸にして離婚をせざるをえない場合には、離婚が子の生活に及ぼす影響を最少限度にくいとめ、子の利益を守ることに配慮します。

今回は、両親が離婚することとなった場合、未成年の子の福祉を図るために、家庭裁判所がどのような役割を果たしているかを、子の親権者の決め方や養育費の支払を例にとって簡単に説明しましょう。

・適切な親権者を選ぶ

未成年の子の養育や財産の管理等は、親が責任をもって当たる必要がありますが、このような親の権利と責任をあわせて「親権」といいます。父母が円満な結婚生活を営んでいる間は、父母の双方が親権者として、共同で子の養育等に当たりますが、結婚生活が破たんし、両親が離婚するときは、子の親権者を父母のどちらか一方に決める必要があります。

親権者は、夫婦が協議離婚をするときは、話合いで決めることになります。この場合には、家庭裁判所は関与しませんが、話合いができない場合には、申立てがあれば家庭裁判所では調停や審判で親権者を決めることとなります。また、夫婦が家庭裁判所の調停により離婚するときは、原則として、離婚のときに同時に親権者についても調停で決めることとなります。

家庭裁判所は親権者を決めるにあたって、どのような立場から、どのような点に配慮するのでしょうか。

離婚する父母が、子どもがかわいさから親権者となりたがることは親として自然な感情であり、これに離婚にともなう感情的な対立が加わりますので、子の親権者をめぐり、深刻な争いとなることも珍しくありません。父母のどちらが子の親権者となるかは、子の教育や監護など子の将来の生活全般を左右する重要な事柄ですから、子のしあわせを第一に考える必要があります。

家庭裁判所は、まず、父母の両方からその言い分や今までのいきさつを十分に聞き、さらに双方の性格、生活環境、また、子自身の状況や意志その他必要な事情を調査したうえで、子にとって父母のどちらを親権者とすることがより望ましいかを子のしあわせの観点から慎重に判断します。そして、この判断に従って調停で父母を説得しますし、調停が成立しないときは、審判で決めることとなります。

また、離婚のときにいったん親権者が決まり、父母の一方が子の養育などに当たっているときでも、その後になって親権者が子の養育を放置してその責任を果たさなくなったり、親権者の再婚などのため家庭環境が変わり、子の世話が十分にできなくなったりすることがときにはあります。このように、後になって事情が変わり、はじめに決めた親権者が適当とはいえなくなった場合には、父母のいずれかから、家庭裁判所に親権者の変更の調停や審判を申し立てることができます。この申立てがあれば、家庭裁判所では前に述べたのと同様なしかたで手続を進めたうえ、子のしあわせを守るために必要だと認めれば調停や審判で親権者の変更を行ないます。

今までに述べたように家庭裁判所では、父母の意向は尊重しながらも、あくまでも子自身の将来を考え、客観的な立場から判断しますので、夫婦が一時的ないきがかりや、意地で決めた場合に比べ、親の都合で子の福祉に反する結果となることが避けられます。

・養育費の負担等を定める

夫婦が離婚し、父母のいずれかが子の親権者となりますと、大部分の場合は、子は親権者のもとで養育されることとなります。このような場合、子の親権者とならなかった親には、その子の養育費を負担する義務がなくなるかのように考える人が多いようですが、これは誤りです。

親が子を扶養する義務は親と子という血のつながりから生れるものですから、親権者でない親も、親である以上は子の養育費を負担する義務は残ります。この場合、どちらの親がどの程度の額を負担するかは、親同士の話合いで決めるのが原則ですが、話合いがまとまらない場合は、申立てがあれば家庭裁判所が調停や審判でこれを決めます。このとき、家庭裁判所は双方の経済事情、家族の構成、子が必要とする金額などいろいろな事柄を調査したうえで、双方の事情に応じた適正な金額を算出し、調停や審判の基準とします。

このようにして、経済的には若干劣っていても、その他の点で母のもとで養育するほうがよい場合には、子を母親の監護のもとにおき、養育費の一部を父に負担してもらうこともできるのです。

なお、このような経済的な問題のほかにも、家庭裁判所は子の養育に関していろいろなことを扱っています。たとえば、子と別れて暮す親権者でない親から、子に会いたいなどといった申出があり、親同士の間で意見が対立しているような場合には、申立てにより、その面接の是非や、具体的な方法などを子の福祉の観点から考え、調停することもあります。

・専門的機関としての家庭裁判所

以上述べたように、家庭裁判所では、父母の離婚が子の生活に暗い影を落し、子の健全な成長を妨げることのないように、子の利益を守る立場から努力しております。

家庭裁判所には、法律の専門家である家事審判官（裁判官）や、豊かな人生経験を持ち、深いどう察力を備えた調停委員、主として心理学や社会学を専攻し、特別な研修を受けた家庭裁判所調査官など、いろいろな分野の専門家が数多く働いています。万一、ここで説明したような離婚にともなう親子の生活に関する問題が生じましたら、早めに家庭裁判所にこられるようにお勧めします。

新潟家庭裁判所

県立青少年研修センター主催事業について

勤労青少年、青少年団体、在学青少年とそれら指導者などを対象とした青少年研修センター主催事業が別表のとおり今年度は開催されますので青少年の方で参加希望の場合は次によりふるって申込み下さい。

一、この主催事業はひとりでも参加できます。
一、各研修の開催要項は実施期日の約一ヵ月位前頃には準備しておきます。
一、詳細についての問合せおよび申込みについては公民館（TEL〇二五六七―六―二三一一）又は直接県立青少年研修センター（TEL〇二五六七―二一一一）へ連絡下さい。

事業名	期日	参加対象者
職場・職域青年リーダー研修	5月17～19日	職場・職域の青年リーダー
青年団体リーダー研修	6月8～10日	青年団・グループ・サークルのリーダー
少年団体指導者研修	7月6～8日	PTA・補導員・子ども会育成指導者等
海と山に親しむ青年のつどい	7月23～25日	青少年
青少年レクリェーション活動研修	8月27～29日	青少年
勤労青年国内研修	9月	勤労青年
青年文化活動交歓のつどい	9月8～9日	青少年
青年のひろば	10月6～7日	青年
センター研修生のつどい	10月27～28日	研修センター利用者
働きながら学ぶ青年のつどい	11月10～11日	定時制・通信制高校生
高等学校新規就職者研修	12月20～22日	高等学校卒業見込で就職内定者
中学校新規就職者研修	49年1月24～26日	中学校卒業見込で就職内定者

うぶごえ（4月中届出）

なまえ	生年月日	保護者	住所
山岸　浩	48.3.22	正司	国見
津野　時守	48.3.23	幸房	大曾根甲
曾山　直人	48.3.24	満	井随
高橋かおり	48.3.27	菊一郎	水沢新田
曾屋　千恵	48.4.6	進	下大原

おくやみ（4月中届出）

なまえ	なくなられた日	年令	住所
倉元　ヨリ	48.3.31	48	熊谷
下坂　和美	48.4.11	0	国見
佐藤　正家	48.4.16	72	山口新田
渡辺　志勇	48.4.21	43	遠藤
吉川　つや	48.4.21	45	五之上
金子　義孝	48.4.25	54	横戸
長沼　由憲	48.4.28	38	五之上

お知らせ

職場の健康保険・厚生年金に加入した場合届出はすみやかに

職場の健康保険や厚生年金に加入されている方で未届けのため村の国保と国民年金の被保険者となっている方がまだかなりあるようです。

職場の保険に加入されたら十四日以内に役場住民課へ届けてください。

届出の際必要なものは次のとおりです。

職場の健康保険証と厚生年金被保険者証
村の国民健康保険証
印（みとめ）

バイク等の廃車について

バイク、耕耘機など廃車される場合は、標識（ナンバー）と印鑑を持参して税務課で廃車の手続きを済ませてください。

あとでと思っておりますと忘れてしまって、次の年度も税金が課せられます。

今年度も税金の令書がお手もとに届いてから、なんとかならないかと相談がありましたが、廃車の手続きが終っていない場合はどうにもできませんので、廃車の手続きを忘れずに願います。また、古物商等に売る場合は必らずナンバーをはずして役場へ返してください。ナンバーがない場合は廃車手続きができませんのでよろしくお願いします。

環境週間の実施について

昭和四十八年度環境週間が六月五日より十一日まで実施されます。

これは、皆さん御承知のように、生活環境や豊かな自然が日に日に破壊されておりますが、これを防止し、将来の世代まで住みよい環境、豊かな自然を残そうとするものです。村民の皆さん一人一人が心して、住みよい環境豊かな自然を守りましょう。